

わが国の環境立国宣言

- ①目的： 地球上のすべての国々が「持続可能な社会」の構築への最善の努力を通じて、「持続可能な世界」の構築に貢献することを、世界の国々に促す為の現時点での最も効果的なわが国の立国宣言を発表する。
- ②目標： すべての国々が、上記の目的を達成する為に、経済・社会・環境持続性を主流化したマクロ経済・産業部門別政策を樹立し、それを可能にする為の全国的人材育成政策、科学・技術政策、投資政策、管理政策を考案し、その効率的かつ効果的な実施体制を構築する。
- ③原理・原則： 国民各層の参画、透明性・負託責任の確保、地域社会の主体性・多様性重視、社会的規制・経済的手段の適切な組み合わせ等。
- ④政策・施策の選択基準： 必要性、緊急性、現状認識・把握・分析の妥当性、効率性、有効性、効果性、説得性、実現可能性、持続可能性、先駆性・新規性。
- ⑤枠組み： 短期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。
縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
中期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。
縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
長期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。
縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
- ⑥具体的政策・施策と体制強化：
- 国内政策・施策： 直近の全国的な環境基本計画、各都道府県・都市等の環境基本計画で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例 一 温室効果ガス排出全国・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等)。
- 国際政策・施策： 直近の国際的環境協定・議定書・約束等で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例 一 温室効果ガス排出国別・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等とこれら国際協定・条約・議定書・約束へ加盟ないし賛同する国々、産業、地域への国際支援活動の強化等)。
- 国内・国際体制： 周知徹底体制の強化、モニタリング体制の強化、違反罰則の強化。

環境立国宣言の付加的具體策について

1. 具体的政策・施策と体制強化の枠組み:

- ① 国内政策・施策: 直近の全国的な環境基本計画、各都道府県・都市等の環境基本計画で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例一 温室効果ガス排出全国・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等)。
- ② 国際政策・施策: 直近の国際的環境協定・議定書・約束等で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策で上記④の選択基準に相当程度合致するもの。(例一 温室効果ガス排出国別・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化、飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等とこれら国際協定・条約・議定書・約束へ加盟ないし賛同する国々、産業、地域への国際支援活動の強化等)。
- ③ 国内・国際体制: 周知徹底体制の強化、モニタリング体制の強化、違反罰則の強化。

2. 具体的国内政策・施策と体制強化

- ① 日本政府が NGO と共同で2002年ヨハネスブルグの WSSD で提唱し、その後国連が採択した「国連・持続可能な開発の為の教育の10年」を成功させる為に、各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」を設立し、各地域の歴史、地理的・経済的・産業的・社会的特性に合致した「持続可能な社会構築プラン」を、各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。
- ② 京都議定書が設定した「地球温暖化ガス排出削減量」を、日本が率先して達成し、国際社会で主導的な立場にたつために、その具体策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。
- ③ 日本政府が昨年来主唱してきた「3R宣言」の具体策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。
- ④ 世界の大半の政府が2002年に署名・批准し、推進してきた「生物多様性条

約」の具体策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

⑤ 世界の大半の政府が2005年以来推進してきた「世界水フォーラム宣言」で提唱した淡水の節約、淡水源の確保に関する具体策を各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成し、学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表する。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。

⑥ これらの政策・施策を実行可能な計画にするために、官邸が主導する新たな「21世紀地球保護基金」ないし「地球憲章基金」ないし「私たちの愛の星基金」ないし「私たちの美しい星基金」、通称「安倍基金」を創設し、21世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分する。その財源には、道路特定財源や電源特会等の余剰見込み金、さらに全納税者に呼びかけ協力をお願いする今年限りの「愛の星特別寄付金」をあてる。

3. 具体的対外政策・施策と体制強化

① 以上のわが国における国内対策の世界的な応用的導入を、G8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

② 各国の地球温暖化ガス排出量制限を規定する「世界人民の環境権宣言」の導入をG8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

③ ポスト京都CDM継続宣言の採択をG8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

④ 東アジア環境機構の設立を現在討議中の「東アジア共同体」の設立を待たずに、国連地域委員会、アジア開発銀行やその他のアジア地域における国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

⑤ わが国の環境保全に多大な影響を与えるアジア諸国を中心とした地球温暖化ガス排出量の多い国との間に「日本・X国環境協力基金」を創設し、当該国の環境保全と同時に、わが国の環境保全を図る。その一環として、「都市間環境協力・交流」を促進し、国境を越えた都市間環境ネットワークを、各地域の主導で創設する。この活動に対しては、民間企業の協力を得て拡大した「地球環境基金」や「安倍基金」を適用する。

⑥ 国連信託統治理事会を廃止して、「地球環境理事会」ないし「地球環境

⑦ 安全保障理事会」の創設を、G8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。